第二十五条の十三の八第二十項の表第二十五条の十三の六第四項の項中「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第十五項」に、「第二十三項」を「第十八項」に改め、同表第二十五条の十三の六第五項の項中「法第三十七条の十四第五項第七号に規定する」及び「同項第八号に規定する」を削り、「同条第六項各号の申請書（電磁的方法により提供された当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）、同条第十八項」を「法第三十七条の十四第十三項」に、「同条第二十一項」を「同条第十六項」に、「同条第二十七項各号」を「同条第二十二項各号」に改め、「（電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」及び「又は第二十五項」を削り、「第二十五条の十三の二第一項後段」を「第二十五条の十三の二第一項前段」に、「未成年者口座廃止通知書」を「未成年者非課税適用確認書、未成年者口座廃止通知書」に、「同項第四号又は」を「同項第四号に規定する未成年者帰国届出書」に、「同条第二十六項」を「同条第三十項」に、「の届出書」を「に規定する未成年者出国届出書」に、「申請書、書類」を「通知書、書類及び依頼書」に、「申請書、書面」を「確認書、通知書、申請書、書面、依頼書及び書類」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十五条の十三の六第六項	書類（第二十五条の十三第十七項第二号に規定する書類を除く。以下この項において同じ。）	書類

第二十五条の十三の八第二十項の表前条第一項の項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同表前条第四項の項中「第三十七条の十四第三十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改め、同条第二十一項中「第二十四項及び第二十六項から第三十六項まで」を「第三十二項から第三十四項まで及び第三十七項から第四十一項まで」に改め、同条第二十八項を同条第三十二項とし、同条第二十七項中「を提出して」を「の提出をして」に改め、「者は」の下に「、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「を当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出した」を「の同項に規定する提出をした」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十六項中「者は」の下に「、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「を、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「（以下この項において「未成年者出国届出書」という。）の提出（当該未成年者出国届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該未成年者出国届出書に記載すべき事項の提供を含む。）をしなければ」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十五項の次に次の四項を加える。

26　金融商品取引業者等の営業所の長は、第二十項において準用する第二十五条の十三第三十三項の規定による告知があつた場合には、当該告知があつた氏名、生年月日、住所及び個人番号が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであるかどうかを確認しなければならない。

一　法第三十七条の十四の二第十二項の申請書の同項に規定する提出があつた場合　当該告知の際に提示又は送信を受けた第二十項において準用する第二十五条の十三第三十四項に規定する書類（以下この項及び次項において「本人確認等書類」という。）又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名、生年月日、住所及び個人番号

二　未成年者口座開設届出書の提出があつた場合　当該告知の際に提示又は送信を受けた本人確認等書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに当該未成年者口座開設届出書に添付された未成年者非課税適用確認書に記載された氏名及び生年月日

27　前項の場合において、同項第二号の未成年者非課税適用確認書の交付を受けた後にその交付を受けた居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名が変更されているときは、同項の金融商品取引業者等の営業所の長については、同項のうち当該未成年者非課税適用確認書に記載された氏名に係る部分の規定は、適用しない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者から提示を受けた当該変更前の氏名の記載がある本人確認等書類により、当該氏名に変更を生じた事実及び当該変更前の氏名と当該未成年者非課税適用確認書に記載された氏名が同じであるかどうかを確認しなければならない。

28　金融商品取引業者等の営業所の長は、第二十六項又は前項後段の確認をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該確認に関する帳簿に当該確認をした旨を明らかにしなければならない。

29　法第三十七条の十四の二第十五項の金融商品取引業者等の営業所の長から同項に規定する申請事項の提供を受けた同条第十六項の所轄税務署長は、当該金融商品取引業者等の営業所の長を経由して同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は書面の交付をする際、その交付をする当該書類又は書面の別その他の財務省令で定める事項を、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の長に提供するものとする。

第二十五条の十四第十項第六号中「同項第五号の二」を「同項第六号」に、「同項第七号」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に改める。

第二十五条の十四の二第五項第六号中「同項第六号」を「同項第七号」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に改める。

第二十五条の十七第三項第六号中「、ハ若しくはニ」を「若しくはハからホまで」に改め、同条第七項中「又は社会福祉法人」を「、社会福祉法人又は認定特定非営利活動法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいう。第二号ホにおいて同じ。）」に改め、「及び次項」を削り、同項第二号に次のように加える。

ホ　認定特定非営利活動法人等　当該贈与又は遺贈を受けた財産（当該財産につき譲渡があつた場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産（財務省令で定めるものに限る。）を含む。）が、関係大臣が財務大臣と協議して定める事業に充てるために関係大臣が財務大臣と協議して定める方法により管理されることにつき、関係大臣が財務大臣と協議して定める所轄庁に確認されていること。

第二十五条の十七第八項中「前項の贈与又は遺贈につき同項の申請書（同項の書類の添付があるものに限る。）の提出があつた」を「次の各号に掲げる」に、「当該申請書」を「当該各号に規定する申請書」に、「（当該」を「（第二号の」に、「公益法人等」を「前項に規定する公益法人等」に、「当該申請」を「これらの申請」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第四十条第一項後段の贈与又は遺贈が、公益法人等（法人税法別表第一に掲げる独立行政法人又は地方独立行政法人法施行令第六条第三号に掲げる博物館若しくは美術館に係る地方独立行政法人法第二十一条第六号に掲げる業務を主たる目的とする地方独立行政法人に限る。以下この号において同じ。）に対するものである場合において、当該贈与又は遺贈につき第一項の申請書（当該贈与又は遺贈に係る財産で文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財（建造物であるもの並びに土地と一体をなしてその価値を形成しているもの及び当該土地であるものを除く。）に該当するものが、当該贈与又は遺贈があつた日から二年を経過する日までの期間内に文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第　号）第六条に規定する認定拠点計画に記載された同法第二条第三項に規定する文化観光拠点施設機能強化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）又は同法第十四条に規定する認定地域計画に記載された同法第二条第四項に規定する地域文化観光推進事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）のうち公益目的事業に該当するものでこれらの計画について同法第六条又は第十四条に規定する認定を受けた当該公益法人等の有する同法第二条第二項に規定する文化観光拠点施設において当該公益法人等が行うものの用に直接供され、又は供される見込みであることを証する文部科学大臣の書類の添付があるものに限る。）の提出があつた場合

二　前項の贈与又は遺贈につき同項の申請書（同項の書類の添付があるものに限る。）